

石川県復旧・復興建設工事共同企業体の運用に関する要綱

1 目的

大規模災害時において、不足する技術者や技能者を広域的な観点から確保することにより、復旧又は復興工事の円滑な施工を確保するため、被災地域の建設企業が、被災地域外の建設企業と共同し、その施工力を強化するために結成される共同企業体（以下「復旧・復興建設工事共同企業体」という。）の運用に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 対象工事

復旧・復興建設工事共同企業体により施工できる工事は、次に掲げる要件のすべてに該当する工事とし、入札公告において定めるものとする。

- (1) 大規模災害からの復旧・復興を目的とする工事であること。
- (2) 予定価格が原則1億円以上3億円未満であること。
- (3) 特定建設工事共同企業体のみを対象とする工事でないこと。
- (4) 発注者において工事の施工管理上、復旧・復興建設工事共同企業体による施工が不相当と判断する工事でないこと。

3 結成

復旧・復興建設工事共同企業体の結成は、自主結成とし、構成員の数は、2ないし3者とし、別に定めるものとする。

4 構成員の要件

復旧・復興建設工事共同企業体の構成員は、次の各号に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 対象工事の業種について、石川県が発注する建設工事及び測量、建設コンサルタント等の業務の一般競争入札並びに指名競争入札に参加する資格を得ようとする者に必要な資格等（平成8年石川県告示第354号）に基づく入札参加資格の確認を受けた者であること。
- (2) 対象工事の業種について、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の許可を有しての営業年数が3年以上あること。
- (3) 代表者は対象工事の業種について、一定の施工実績があること。

5 構成員の組合せ

復旧・復興建設工事共同企業体の構成員の組合せは、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 構成員のうち代表者については、別に定める地域に本社又は本店を有し、対象工事の業種における格付（石川県建設工事指名競争入札参加者等選定要綱別表第

- 1に掲げるものをいう。以下同じ。)がA等級に属する者とする。
- (2) 代表者以外の構成員については、別に定める地域に本社又は本店を有し、対象工事の業種における格付がA等級に属する者とする。

6 出資比率

復旧・復興建設工事共同企業体の構成員の出資比率は、構成員数により最小限度基準を次のとおりとする。

- (1) 2構成員の場合 30パーセント以上
- (2) 3構成員の場合 20パーセント以上

7 配置技術者

全ての構成員が当該工事の業種について、監理技術者となることができる者又は主任技術者となることができる者で国家資格を有する者(以下「技術者」という。)を工事現場毎に専任で配置すること。

ただし、工事規模に見合った施工能力を有する構成員が技術者を専任で配置する場合は、他の構成員の配置する技術者は、専任を求めない。

8 入札参加資格確認申請等

復旧・復興建設工事共同企業体を結成し、対象工事の入札に参加しようとする者は、次の各号に掲げるもののほか、入札公告に定めるものを指定された期日までに発注者に提出するものとする。

- (1) 入札参加資格確認申請書(復旧・復興建設工事共同企業体)(様式第1号)
- (2) 復旧・復興建設工事共同企業体協定書(様式第2号)

附 則

この要綱は、令和6年3月25日から施行する。